

議 事 録

1. 日 時 令和4年4月22日 開会 午後 2時00分～

2. 場 所 西庁舎4階 監査委員室

3. 出席委員

1 番 藤田 正子	3 番 伊藤 能之	4 番 荻野 俊明
6 番 村上 和義	7 番 石井 義久	8 番 山淵 久司
9 番 大中 秋美	10 番 藤原 智	11 番 橋本 誠二
12 番 池田 賢治	13 番 住元 保	14 番 山本 建樹

以上 12名

4. 欠席委員

2 番 藤田 哲夫 5 番 藤井 克巳

以上 2名

5. 出席推進委員

井上 廣文 立花 吉廣 田中 伸一
鈴木 清 山崎 由紀浩

以上 5名

6. 事務局

藤田局長・岸本係長・宮本事務職員・前田再任用職員

以上 4名

7. 議 事

議事内容

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと
議案第12号 同 法第5条の規定による許可申請審議のこと
議案第13号 非農地証明願審議のこと
議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
集積計画決定のこと
報告第12号 農業委員会事務局職員異動のこと
報告第13号 貸借解約の通知報告のこと
報告第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと
報告第15号 同 法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと

— 山淵会長が、議長に就任する —

山淵議長： ただ今から第23回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、12名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

7 番 石井 義久 委員

9番 大中 秋美 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山淵議長： それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が4件、報告が4件です。

本来でしたら、議案審議のあと報告に移るところですが、「報告第12号 農業委員会事務局職員異動のこと」を先に報告させていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山淵議長： では、異動された方々からそれぞれ挨拶をお受けしたいと思います。それでは岸本さんからよろしくお願ひします。

— 岸本、宮本が挨拶をする —

山淵議長： それでは、ただ今より議案審議に入ります。

まずはじめに「議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山淵議長： 今月は2件の申請がありました。

昨日の小委員会で現地調査をしていますので、1番の土地から報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案第11号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況、面積要件など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調べており、昨日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願ひします。

山淵議長： 次に、2番の土地の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、2番の土地について報告します。

議案第11号の2番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況、面積要件など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調べており、昨日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山渕議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山渕議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山渕議長： 次に「議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 今月は2件の申請がありました。
昨日の小委員会では現地調査をしていますので、1番の土地から報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案12号の1番の土地の位置は、現地調査図3ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は自動車専用道路等の出入口からの距離300メートル以内に該当するので、第3種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な書類も調べており、昨日の小委員会では、許可基準に適合しているので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山渕議長： 次に、2番の土地の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、2番の土地について報告します。

議案第12号の2番の土地の位置は、現地調査図4ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないので第2種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な書類も調べており、昨日の小委員会では、許可基準に適合しているので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしく申し上げます。

山渕議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 1番について質問があります。事業内容からして譲受人の名義は会社名だと思うのですが、個人名となっているのは、何か意味があるのか教えてください。

事務局職員： 法人格をお持ちの方ではないので、個人名にて申請しております。

山渕議長： 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会ですることに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山渕議長： 次に、「議案第13号 非農地証明願審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 今月は2件の証明願がありました。
昨日の小委員会で現地調査をしていますので、1番の土地から報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案第13号の1番の土地の位置は、現地調査図5ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況などを確認しました。都市計画区分は、市街化調整区域です。農地区分は自動車専用道路等の出入口からの距離300メートル以内に該当するので、第3種農地です。

現地の状況ですが、山林化していました。昨日の小委員会では、森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するので、非農地と判断して差支えないという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしく願います。

山淵議長： 次に、2番の土地の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、2番の土地について報告します。

議案第13号の2番の土地の位置は、現地調査図4ページの表示のとおりです。現地調査の結果、土地の所在、利用状況などを確認しました。都市計画区分は、市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないので、第2種農地です。現地の状況ですが、山林化していました。昨日の小委員会では、森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するので、非農地と判断して差支えないという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしく願います。

山淵議長： 以上、現地調査の報告をいただきました。

本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 先ほど、事務局から説明がありましたが、現況が山林なのに、なぜ雑種地として承認されるのかという疑問がありました。証明願は雑種地で提出されているのですか。雑種地ですと承認できないと思います。

事務局職員： 委員会で証明させていただくのは、農地法第2条第1項の「農地には該当しない」ということのみです。地目が山林か雑種地かというのは、最終的には法務局が判断いたします。

〇〇委員： 追加で質問させていただきます。最近、非農地証明が非常に多い。地目が田とか畑からどのように変わったということを事務局で調べることはできますか。

事務局職員： 法務局で確認するしかないと思います。

山淵議長： 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
当委員会で非農地と判断することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第13号 非農地証明願審議のこと」は非農地と判断することに決定しました。

山渕議長： 次に、「議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。
本案について、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 農用地利用集積計画の4番で、出し手・受け手の住所、名前の苗字も同じです。これは、親子ですか、そのあたりが分かりましたらお教えてください。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員

〇〇委員： 〇〇番の〇〇がお答えさせていただきます。
出し手と受け手は親子です。新規就農したいということで、進められたようです。直売所の会員にもなっています。

山渕議長： 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」については、本案のとおり決定しました。

山渕議長： 次に、報告に移ります。
「報告第13号 賃貸借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ー 報告資料により報告する ー

山渕議長： 今月は、1件の通知がありました。
これについて、何かご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員

〇〇委員： 賃借人が借りている面積は716㎡、全部の面積を離作補償でもらうということですか。

山渕議長： 先ほど事務局が説明しました3条関連案件で、小作人に対し地主から買ってくれないかということもあり、離作補償の分だけ安くなったということになります。

山渕議長： 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

ー 沈 黙 ー

山渕議長： 特に、ご質問もないようですので、「報告第13号 賃貸借解約の通知報告のこと」は以上で報告とします。

山渕議長： 次に、「報告第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ー 報告資料により報告する ー

山渕議長： ただ今、「報告第14号」「報告第15号」の2件の報告事項につき、一括して報告がありました。
それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山渕議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。
これで、第23回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時45分 終了)

※ 小委員会 令和4年4月21日 午後1時30分～

・出席委員

山渕会長 山本職務代理者 藤田（正）委員 住元委員 荻野委員

・事務局

藤田局長 岸本係長 前田再任用職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 渕 久 司

署 名 人 石 井 義 久

署 名 人 大 中 秋 美